

令和元年度
名張市青少年補導センター
要 覧



なばいのタッキー

名張市教育委員会
名張市青少年補導センター



市民憲章

昭和39年4月26日制定

わたしたち名張市民は、万葉の伝統をいかしつつ時運に即応し
勇氣と確信をもって、新しい名張市を創るためこの憲章を定
めます。

1. 清潔で平和なまちをつくりましょう。
1. 高く豊かな文化をきずきましょう。
1. 明るくあたたかく人をむかえましょう。
1. 健康な近代産業をそだてましょう。
1. 力を合わせ公正な市政をのばしましょう。

青少年を守る都市宣言

近代都市へと飛躍的な発展をとげつつある我が名張市において我が国の
次代を担い、本市の将来に重大な役割をはたすべき青少年の福祉を増進し、
健全な育成を行なうは現代の急務である。

青少年がすこやかに育ち、自覚と責任ある行動のもとにそれぞれの業務に
はげみ、正しい判断力を養い、道徳的実践力を身につけた高い人格を形成し、
たくましい気力と体力をかねそなえて成長するよう家庭、学校、職場などの
全市をあげ、市民の総力を結集して青少年を守る運動を強力に推進するため
ここに我が名張市を「青少年を守る都市」とすることを宣言する。

(昭和41年3月26日議決)

ご あ い さ つ

名張市青少年補導センター運営協議会
会長 上 島 和 久

次代を担う青少年が心身ともにたくましく健康に育ち、非行のない明るい社会を築くことは、市民すべての願いであり、責務でもあります。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。青少年の非行、いじめ、不登校、児童虐待、ネグレクト、さらには、スマートフォンをはじめとする新たな機器やサービスが急速に浸透し、インターネット利用環境が大きく変化する中で、コミュニティサイトの利用を起因とした青少年が被害者となる事件など、青少年をめぐる問題は、多様化し複雑化しています。

「名張市青少年補導センター」は、青少年の非行防止・安全確保等に関する取り組みを担い青少年の健全な育成を図っています。駅周辺、大型小売店、公園等青少年の集まりやすい場所での日々の街頭補導活動を中心に、児童生徒の下校時の安全指導、不審者情報に対するパトロールの強化、有害環境の浄化活動、センターだよりによる広報啓発活動や青少年に関わる相談活動等も実施しています。

一方、青少年の健全育成に関わる関係機関、市民団体、ボランティア、地域、学校等で構成された「名張市青少年育成市民会議」は、子どもの体験活動の推進や名張少年サポートふれあい隊を組織しての“愛のひと声運動”による街頭活動や啓発活動など、青少年の健全育成のための活動を青少年補導センターとともに展開していただいています。

さらには、市内各地域においても、地域学校協働本部、放課後子ども教室、防犯安全パトロールなどの事業に取り組みれ、「地域の子どもは地域で守り育てる」環境づくりを進めていただいています。

平素より青少年の健全育成のため、関係する機関、団体の皆様はもとより市民の皆様のご理解とご協力に厚く感謝を申し上げますとともに、この要覧が青少年の健全育成活動の一助となれば幸いに存じます。

今後とも青少年健全育成に対する深いご支援・ご協力・ご指導を賜り、子どもの安全・安心とともに非行防止、健全育成が市民のみなさまの共通課題として実践化されますことを心からお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

I. 名張市青少年補導センターの概要

1. 名張市青少年補導センターの設置

名 称	名張市青少年補導センター	
所在地	名張市百合が丘西5番町25番地 名張市子どもセンター1階	
設置年月日	昭和38年3月1日	
設置根拠	名張市青少年補導センター設置規則 (平成3年3月8日教育委員会規則第4号)	
主管室	名張市教育委員会事務局 文化生涯学習室	
職員	職 名	人 員
	所長（文化生涯学習室 室長兼務） 補導員 その他の職員	1名 5名 2名
連絡先	(電話) 0595-63-7867	
主 な 活 動		
街頭補導・安全パトロール活動	週5回 月・火・水・木・金曜日の午後1時30分から午後5時の間、市内大型店舗、駅、ゲームセンターなどを中心に補導活動や市内小学校の低学年の下校時刻にあわせた安全パトロール活動を実施	
相談活動	毎週月曜日から※土曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで（※土曜日は正午まで） 面接及び電話相談活動を実施	
啓発活動	必要に応じて実施	
環境浄化活動	原則として毎月第4水曜日に、他機関と協力して市内4ヶ所の駅前に設置された有害図書回収箱から悪書、有害図書を回収 ◇有害図書回収箱設置年月 平成4年10月 近鉄名張駅（東口） 平成5年 8月 近鉄桔梗が丘駅（南口） 平成6年 7月 近鉄美旗駅 平成7年11月 近鉄赤目口駅	
参 考		
名張市人口 (平成31年4月1日現在)	総 人 口	78,553人
	6歳以上20歳未満人口	9,717人
市内の学校	小 学 校	14
	中 学 校	5
	高 等 学 校	3 (定時制含む)
	特別支援学校	1
	看護専門学校	1
	工業高等専門学校	1

2. 職員の構成

(1) 名張市青少年補導センター職員

職名	氏名	備考
所長	宮前浩幸	教育委員会 文化生涯学習室 室長(兼務)
補導員	岡崎和洋	
補導員	山田満	
補導員	福井太利	
補導員	上島一雄	
補導員	今村洋子	

(2) その他の職員

職名	氏名	備考
補導・相談協力員	雪岡正明	教育委員会 文化生涯学習室 社会教育指導員
事務職員	山下英杜	教育委員会 文化生涯学習室 社会教育主事

3. 名張市青少年補導センター運営協議会

◇名張市青少年補導センター運営協議会委員

(設置規則第5条)

役職	組織・団体	氏名
会長	名張市教育委員会 教育長	上島和久
委員	名張市青少年育成市民会議 代表	高田正
〃	名張市青少年育成推進員連絡協議会 代表	富山章
〃	名張市民生委員児童委員協議会連合会 代表	草部豊美
〃	名張市PTA連合会 代表	青山浩久
〃	伊賀少年サポートセンター長	景井薫
〃	名張地区少年警察協助力協議会 会長	堀内節生
〃	少年指導委員 代表	中谷幸雄
〃	三重県任命立入調査員 代表	作本真寿美
〃	高等学校校長 代表	吉田淳
〃	名張市校外生活指導協議会 会長 兼中学校校長 代表	森山哲成
〃	小学校校長 代表	藤原武
〃	名張市教育委員会 学校教育室長	山村浩由

4. 関係機関・組織

(1) 名張市教育センター(教育よろず相談)

職名	氏名	備考
相談員	伊藤 芳喜	スクールソーシャルワーカー
相談員	藤本 幸生	
相談員	神田 禎也	
相談員	芝原 正子	
相談員	杉本 由美子	

(2) 適応指導教室(さくら教室)

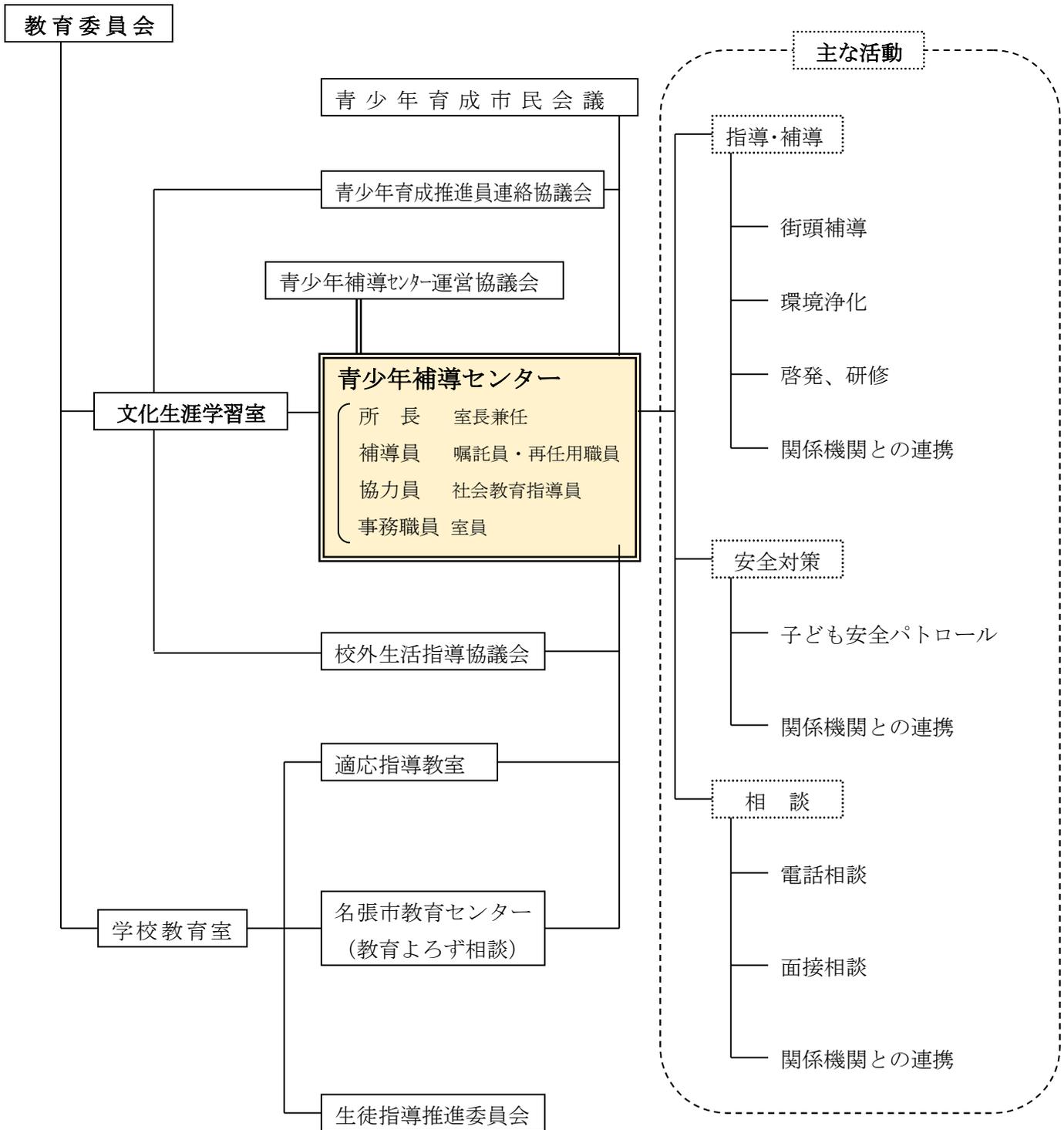
職名	氏名	備考
相談員	辻 村 ゆり	
相談員	竹野 弘樹	

- (3) 三重県任命立入調査員(8名) ※名簿省略
 (4) 名張市青少年育成推進員(50名) ※名簿省略
 (5) 名張市校外生活指導協議会(35名) ※名簿省略
 (6) 名張市青少年育成市民会議(32団体) ※構成団体名下記参照
 (7) 名張地区少年警察協助力員(13名) ※名簿省略
 (8) 少年指導委員(2名) ※名簿省略

《名張市青少年育成市民会議構成団体》

伊賀ふるさと農業協同組合 近畿大学工業高等専門学校保教会
 高等学校PTA(市内2校) 名張市校外生活指導協議会 名張市更生保護女性会
 名張市子ども会連合会 名張市小中学校長会 名張市社会福祉協議会
 名張市スポーツ少年団 名張市生活安全推進協議会 名張市青少年育成推進員連絡協議会
 名張市体育協会 名張市PTA連合会 伊賀地域BBS連絡協議会 名張商工会議所
 名張市老人クラブ連合会 名張市民生委員児童委員協議会連合会 名張青年会議所
 名張市レクリエーション協会 名張Kidsサポータークラブ 名張文化協会
 名張保護司会 名張中央ロータリークラブ 名張ユネスコ協会
 名張ライオンズクラブ 名張ロータリークラブ ボーイスカウト名張第3団
 MIK運動推進委員会 警察協助力員 少年指導委員 立入調査員

5. 名張市青少年補導センター機構図



II. 平成30年度 名張市青少年補導センター活動実績

1. 街頭補導活動

(1) 通常補導

週5回（月・火・水・木・金） 概ね13:30～17:00

※基本は上記日時であるが、曜日や季節、学校行事に応じて変更

(2) 特別補導

① [名張少年サポートふれあい隊との合同パトロール]

○ 8/3(金) 19:30～21:00

ふれあい隊を名張班、赤目班、桔梗班、美旗班の4グループに編成し、市内近鉄4駅と駅周辺地域を巡視。(56名参加)

○ 9/7(金) 19:30～21:00

ふれあい隊を名張班、赤目班、桔梗班、美旗班の4グループに編成し、市内近鉄4駅と駅周辺地域を巡視。(58名参加)

② 祭礼等における補導

[名張少年サポートふれあい隊との合同パトロール]

○ 名張秋祭り 宵宮 10/27(土) 19:30～20:45

ふれあい隊4・9班を中心に31名参加。宇流富志禰神社を中心に旧町内を巡視。

名張秋祭り 本宮 10/28(日) 13:00～14:15

ふれあい隊5・10班を中心に17名参加。宇流富志禰神社を中心に旧町内を巡視。

○ 秋の名張川花火大会 11/24(土) 19:15～21:45

ふれあい隊3・8班を中心に17名参加。会場を中心に旧町内を巡視。

○ 八日戎 宵宮 2/7(木) 19:00～21:00

ふれあい隊1・6班を中心に22名参加。蛭子神社を中心に旧町内を巡視。

八日戎 本宮 2/8(金) 16:00～18:00

ふれあい隊2・7班を中心に19名参加。蛭子神社を中心に旧町内を巡視。

③ 夕刻・夜間パトロール 17:30～20:00

月1回、近鉄4駅（赤目口・名張・桔梗が丘・美旗）を中心に大型商業施設、ゲームセンターなどを巡視。

④ その他

相談・必要に応じて、登下校時に該当校区及び近鉄名張駅周辺の巡視。

(3) 名張少年サポートふれあい隊活動

10班（143名）体制 各班月1回程度のパトロール

・3月末で延べ91班 701名参加。



< 下校支援 >



< 戎祭パトロール >

(4) 補導状況

場所・学識			合計		
			男	女	合計
場所別	1	路上	5		5(17)
	2	駅構内			
	3	公園・社寺			(5)
	4	学校			(2)
	5	池・河原	15	1	16(15)
	6	遊技場			
	7	ゲームセンター			
	8	カラオケボックス			
	9	マーケット・コンビニ			
	10	その他			
合計			20	1	21(39)
学識別	未就学				
	児童生徒学生	小学生	4		4(10)
		中学生	3		3(7)
		高校生	5		5(15)
		大学生	3		3(4)
		その他(不詳)	5	1	6(3)
		有職少年			
		無職少年			
合計			20	1	21(39)

行為			合計		
			男	女	合計
行為別 (不良行為等)	1	飲酒			
	2	喫煙			
	3	薬物乱用			
	4	乱暴・けんか			
	5	たかり			
	6	はいかい等			
	7	不純異性交遊			
	8	不良交友			
	9	怠学・怠業			
	10	不健全娯楽			
	11	金銭乱費			
	12	危険な行為	15	1	16(21)
	13	自転車(二人乗り)	5		5(18)
		自転車(無灯火)			
		自転車(信号無視)			
		自転車(その他)			
14	その他				
触法行為	15	道路交法			
16	刑法・特別法				
合計			20	1	21(39)

() 内は昨年度件数

2. 有害環境浄化活動

(1) 有害環境一掃大作戦(環境浄化・店舗指導合同パトロール)

平成30年7月1日(日) 10:00~12:00

(青少年の非行・被害防止全国強調月間中)

薬局	9店舗	カラオケ店	2店舗
コンビニエンスストア	21店舗	つり具店	2店舗
書店	3店舗	パチンコ店	4店舗
スーパーマーケット	5店舗	ネットカフェ	1店舗
ホームセンター	3店舗	その他	4店舗
ゲームセンター	3店舗	合計	57店舗



< 店舗での啓発依頼 >

市内の青少年健全育成に係わる各種団体及び関係機関が合同で、市内の57店舗を63名が13班に分かれ、環境浄化のために啓発と指導を兼ね訪問巡視をした。他の1班は、市内近鉄4駅に設置してある有害図書回収箱の有害図書等を回収した。

(2)有害図書等の回収（毎月第4水曜日 概ね13：30～15：30）

青少年健全育成に係わる諸団体の協力を得て、市内近鉄4駅に設置の有害図書回収箱から有害図書等の回収を実施

〔協力団体〕

名張市青少年育成市民会議、伊賀児童相談所、名張市更生保護女性会、名張青年会議所

平成30年度 有害図書回収別結果

	有害図書					一般図書					図書総計
	赤目駅	名張駅	桔梗駅	美旗駅	計	赤目駅	名張駅	桔梗駅	美旗駅	計	
4月	1	3	2	0	6	4	2	0	3	9	15
5月	24	2	16	427	469	3	3	1	1	8	477
6月	4	99	19	37	159	1	0	0	0	1	160
7月	0	2	37	0	39	3	2	0	0	5	44
8月	0	3	28	1	32	0	1	1	0	2	34
9月	2	1	4	0	7	0	3	0	1	4	11
10月	28	39	17	6	90	2	2	0	0	4	94
11月	10	0	8	0	18	0	6	0	1	7	25
12月	0	15	2	3	20	1	4	3	7	15	35
1月	3	4	2	2	11	0	2	1	3	6	17
2月	0	3	5	18	26	2	4	1	0	7	33
3月	0	12	11	10	33	3	3	0	16	22	55
年間	72	183	151	504	910	19	32	7	32	90	1000

平成30年度 有害図書等種類別回収結果

	有害図書	一般図書	計
週刊誌	17	29	46
漫画類	52	31	83
文庫本類	7	13	20
写真集	86	0	86
ビデオテープ	18	0	18
CD・DVD	510	1	511
その他	220	16	236
合計	910	90	1000



< 名張駅での有害図書回収 >

(3) その他の環境浄化活動

パトロール中不法投棄されている青少年にとっての有害となりうる物品を発見し回収した。また、安全面で問題となる箇所（樹木の剪定など）関係機関と連携を図りながら取り組んだ。

3. 安全パトロール活動

○週5回（月・火・水・木・金） 概ね14:00～16:00

○1日に2校ずつ、順番に市内小学校14校を訪問し、小学校低学年の下校時刻にあわせて、子どもの付き添いや横断支援などの下校支援と「子ども安全パトロール」を実施した。

4. 相談活動

○相談時間——毎週月曜日から※土曜日（祝日及び年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで（※土曜日は正午まで）。

○平成30年度の相談件数 3（6）件

相談者	主な相談内容（件数）	件数
保護者	孫の引きこもり	1（4）
本人		0（2）
地域住民	中学生の問題行動、青少年の相談体制	2（0）

（ ）内は昨年度件数

5. 広報啓発活動

○補導センターだよりを年間3回（学期に1回）発行し、市内小中学校の全家庭に配布するとともに保育所、幼稚園、高等学校等へも配布した。
また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせてFMなばりで強調月間の啓発や補導センターの活動内容についてPRした。

○教育フォーラム in なばり（平成30年12月1日）において補導センターの活動を写真等でパネル展示広報を行なった。

○平成30年度「児童虐待防止月間」の活動の一環として、名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会に協力して、イオン名張店にて街頭啓発を行った。

・実施日：平成30年11月1日（木） 17:00～18:00

6. その他

(1) 名張市青少年補導センター運営協議会

◇第1回会議

・日 時：平成30年8月24日（金） 15:30～

・場 所：名張市役所 2階 庁議室

・内 容：平成29年度事業報告、平成30年度運営方針及び事業計画
平成30年4月～7月までの状況報告、意見交換

◇第2回会議

・日 時：平成31年2月21日（木） 10:00～

・場 所：名張市役所 2階 庁議室

・内 容：平成30年度事業実績（1月末現在）、平成31年度運営方針及び事業計画、意見交換

(2) 関係機関との連携

◇市内小中学校・高等学校・市立幼稚園を訪問し、情報交換と懇談を実施

- ・市内小学校（14校）
日 時：平成30年4月
- ・市内中学校（5校）
伊賀地区高等学校〔県立高校5校、桜丘中学校・高等学校、近大高専、伊賀つばさ学園〕
日 時：平成30年5月
- ・市立幼稚園（2園）
日 時：平成30年5月

◇伊賀市青少年センターとの情報交換会議

- ・日 時：平成30年5月31日 9:30～10:00
- ・場 所：伊賀市青少年センター

◇校外生活指導協議会

- ・実施日：〔H30〕①4/19 ②7/6 ③9/7 ④12/7 〔H31〕⑤1/18 ⑥2/22
- ・場 所：名張市防災センター及び名張市教育センター
- ・内 容：学校（小・中・高）の生徒指導担当教諭、県教育委員会生徒指導特別指導員、名張警察署、学校教育室、教育センター、文化生涯学習室、補導センター、子ども相談室の担当者による情報交換

◇教育委員会等相談担当者打合せ

- ・日 時：毎月1回（第1木曜日）午前9時から
- ・場 所：名張市総合福祉センターふれあい
- ・内 容：適応指導教室、教育センター、学校教育室、補導センター、子ども相談室の担当者、県教育委員会生徒指導特別指導員、伊賀少年サポートセンター、社会教育指導員による情報交換

(3) 関係会議・研修会の参加、開催

会 議 研 修 会 名	実 施 日	場 所
名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会事務担当者会	4/25、5/11、7/30、 10/18、H31. 1/28	名張市役所
伊賀地区高等学校生徒指導主任会	6/12	あけぼの学園高等学校
伊賀地区中高生徒指導連絡協議会	6/19	県伊賀庁舎
市役所職員内部研修〔講師〕	11/20	名張市役所
すずらん台小学校職員研修会〔講師〕	11/21	すずらん台小学校
名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修会	11/22	名張市武道交流館
伊賀地区こどもわかもの育成支援のための支部研修会	12/3	名張市教育センター
名張市青少年補導センター 相談業務研修会	12/20	名張市教育センター
名張市青少年育成推進員連絡協議会研修会	H31. 3/9	名張市防災センター

Ⅲ. 令和元年度 名張市青少年補導センター運営方針

1. 補導活動の充実強化

(1) 補導活動の推進強化

- 青少年の規範意識や行動様式の変化、地域環境の変貌などに対応した補導活動の実施
- 青少年の行動の実態把握（夜間パトロールの実施等）
- 「名張少年サポートふれあい隊」活動等の非行防止パトロールを軸として、市民ぐるみの活動の展開、拡充

(2) 関係機関との連携強化

- 青少年非行の防止活動に関して県・市・学校・警察・児童相談所などの機関や民間団体との緊密な連携

(3) 地域との連携強化

- 地域づくり組織・市民センター等との緊密な連携

(4) 非行防止・環境浄化活動関係者（団体）等を対象とした研修

- 知識や技術向上を図るための研修会への参加
- 補導記録及び情報の集積と活用

2. 指導活動の充実強化

- 社会的問題行動の顕著な児童生徒、及び保護者に対する指導推進
- 保護者及び学校、その他関係機関から指導依頼のあった児童生徒についての継続指導と保護者への積極的援助活動の推進
- 家庭・学校・警察（少年サポートセンター）・児童相談所等との緊密な連携

3. 有害環境浄化活動の充実

- 青少年を取り巻く有害環境浄化のため、有害図書の回収、ゲームセンターやカラオケボックスなどに関する情報の収集及び指導
 - ・有害図書の回収（市内4か所回収箱）
 - ・コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックスなどの巡回指導
 - ・大型小売店舗などの巡回指導
 - ・公園等青少年が集まりやすい場所の環境浄化活動
 - ・有害環境一掃大作戦の実施

4. 安全対策の充実

- 児童生徒の下校時における安全の確保
 - ・児童生徒の下校時における子ども安全パトロールの実施
 - ・地域ボランティア等との緊密な連携

5. 青少年相談活動の充実強化

- 悩みを持つ児童生徒および保護者に対する相談活動と援助活動の推進
 - ・電話相談、面接相談の実施
- 専門機関、相談機関との緊密な連携
 - ・適応指導教室（さくら教室）、教育センター、家庭児童相談室／こども相談室
 - ・伊賀少年サポートセンター、伊賀児童相談所
 - 伊賀児童相談所等との情報交換、連携を通して相談活動の充実
- 相談業務の啓発推進
 - ・相談業務の広報、啓発

6. その他

- 広報啓発活動の充実
 - ・補導センターの活動内容のさらなる周知
- 補導員の資質向上のための研修の実施

IV. 令和元年度 名張市青少年補導センター事業計画

◎街頭補導活動

○通常補導

週5回（月・火・水・木・金） 概ね13:30～17:00

※ 基本は上記日時であるが、曜日や季節、学校行事に応じて変更

○特別補導

・非行防止・不審者対策パトロール

年2回：「青少年非行防止活動強化期間(7/1～8/31, 12/23～1/7, 3/26～4/5)」

8/2・9/6 概ね19:30～21:00

・祭礼等における補導

名張川納涼花火大会（7/27）、名張秋祭り（10/27, 28）、名張八日戎祭り（2/7, 8）

・夕刻・夜間パトロール（17:30～20:00）

月1回、市内近鉄4駅（赤目口・名張・桔梗が丘・美旗）を中心に大型商業施設、ゲームセンターなどを巡回

伊賀少年サポートセンター職員と合同で実施

・その他

必要に応じて登下校時に不審者情報が寄せられた箇所等の巡視

○名張少年サポートふれあい隊活動

・10班体制 各班 月1回〔年間100回（4月～翌3月）〕

◎有害環境浄化活動

○有害環境一掃大作戦：7月6日（土）〔7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中〕

○有害図書回収事業

毎月1回〔最終水曜日〕、市内近鉄4駅に設置の有害回収箱から有害図書等の回収を実施

◎安全パトロール活動

○週5回（月・火・水・木・金） 概ね14:00～16:00

市内小学校14校の低学年の下校時刻にあわせ実施

◎相談活動

○毎週月曜日から※土曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前9時から午後5時まで（※土曜日は正午まで）

◎広報啓発活動

○補導センターだよりの発行と市のホームページに掲載 年間3回（学期に1回）

○教育フォーラムin なばり（12/7）にてパネル展示啓発を行う

◎青少年補導センター運営協議会

○年2回（第1回：8/30、第2回：2月頃）

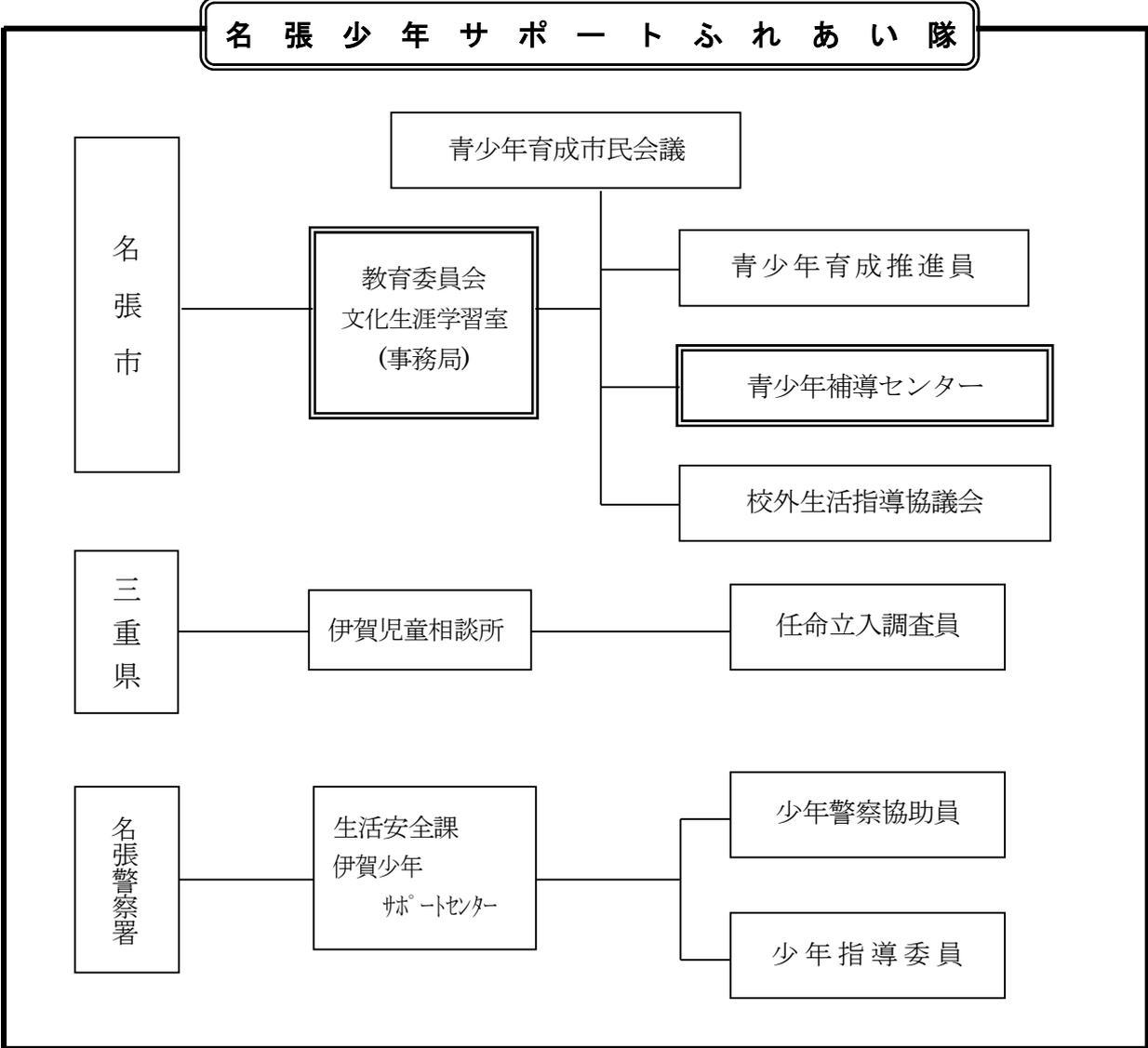
◎関係機関との連携

- ・伊賀地区高等学校生徒指導主任会（6/11）
- ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会（6/18）
- ・校外生活指導協議会〔学期に2回（合計6回）〕
- ・相談機関打合せ会〔毎月1回（第1木曜日）〕
- ・伊賀市青少年センターとの情報交換会議（必要に応じて）
- ・伊賀少年サポートセンターとの連携〔随時〕伊賀児童相談所との連携〔随時〕
- ・市内幼稚園、小・中学校及び伊賀地区高等学校等 管理職・生徒指導担当者等との懇談会
（学校別訪問）
- ・立入調査員との連携

◎各種研修会・講演会の実施

- ・子どもわかもの育成支援のための支部研修会（12/8：伊賀市） 等

名張少年サポートふれあい隊概要図



活動の統合

- 活 動 時 期 4月1日～3月31日の間
- 活 動 単 位 10班編成 (計143名)
- 活 動 内 容 市内の駅、大型店舗、コンビニ、カラオケ、ゲームセンター等をパトロール
有害環境浄化活動 (有害環境一掃大作戦等) を実施
- 活 動 結 果 の 反 映 各班のパトロール結果を事務局で集約し、必要に応じ学校、警察等に連絡
するなど事後の非行防止対策を進める

名張市青少年補導センター設置規則

平成3年3月8日教育委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、青少年補導関係機関及び団体等と連絡協調を図り、その活動の拠点となって、青少年の非行防止等に必要な業務を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、名張市青少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(業務)

第3条 補導センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 安全対策
- (5) 補導関係の機関及び団体との連絡
- (6) その他目的達成に必要な業務

(所管)

第4条 補導センターは、教育委員会事務局文化生涯学習室の所管とする。

(運営協議会)

第5条 補導センター活動の実施に必要な業務計画の協議決定機関として、名張市青少年補導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、委員16名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 前2号に定める者のほか、教育委員会において必要と認めた者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、教育長の職にあるものをもってこれに充てる。

3 副会長は、会長が指名するものとする。

4 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(職員)

第10条 補導センターに所長、補導員及びその他の職員を置く。

2 必要があるときは、次長を置くことができる。

3 前2項の職員は、教育委員会文化生涯学習室職員又は教育委員会が委嘱若しくは任命した者をもって充てる。

4 補導員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 5 補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 補導員の再任に当たっては、その任期が通算して3年を超えることができない。ただし、後任者を得ることができないときは、この限りでない。

(職務)

第11条 所長は、所管の事務を掌理する。

- 2 次長は、所長を補佐し、所長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、関係業務を処理する。
- 4 補導員は、補導センターの業務計画に基づき、問題少年及び非行少年の早期発見、早期補導等に当たり、補導事項、相談業務及び安全対策を処理する。

(補導委員)

第12条 業務遂行上必要と認めるときは、補導委員を置くことができる。

- 2 補導委員は、関係機関、団体及び一般有識者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 補導委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 補導委員は、補導員の業務を補助する。

(補導員証及び補導委員証)

第13条 教育委員会は、補導員及び補導委員に対し、その身分を証明するため補導員証及び補導委員証を交付する。

- 2 補導員及び補導委員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証及び補導委員証を必ず携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(備付簿冊)

第14条 補導センターに次の簿冊を備える。

- (1) 運営協議会委員名簿
- (2) 会議録
- (3) 補導日誌
- (4) 相談記録簿
- (5) その他補導センター運営に必要な帳簿

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、補導センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月14日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月31日教育委員会規則第2号抄)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教育委員会規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日教育委員会規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

— 家 庭 の 日 —

毎月第3日曜日の「家庭の日」は、家族間の心のふれあう日として定着するよう市民意識の高揚をはかる。

— 青 少 年 の 日 —

毎月5日の「青少年の日」は、市民一人ひとりが互いにそれぞれの立場から青少年健全育成等について話し合い、理解し、協力しあう日として定着するよう市民意識の高揚をはかる。

～話すと軽くなります、その悩み～

名張市こどもの相談窓口

相談内容	名称・場所	電話番号	開設時間
乳幼児の健康相談	健康・子育て支援室 名張市鴻之台1番町1番地	63-6970	月～金 8:30～17:00
子育て相談	こども支援センターかがやき 名張市桔梗が丘西3	67-0250	火～土 9:30～17:00
子ども相談	こども相談室 総合福祉センターふれあい2F	63-3118	月・火・木・金 8:30～17:15
	ぱりっ子ホットライン (通話無料)	0800-200-3218	水: 10:30～19:00
子どもの発達相談	子ども発達支援センター 百合が丘西5-25 子どもセンター内	62-1088	月～金 8:30～17:00
家庭児童相談	家庭児童相談室 総合福祉センターふれあい2F	63-2515	月～金 8:30～17:15
教育よろず相談	教育センター 百合が丘西5-25 子どもセンター内	64-8801	月～金 8:30～17:15 土 9:00～12:00
不登校相談	適応指導教室(さくら教室) 百合が丘西5-25 子どもセンター内	63-7830	月～金 8:30～17:15
少年相談	伊賀少年サポートセンター 名張警察署2F	64-7837	月～金 8:30～17:15
青少年悩み相談	青少年補導センター 百合が丘西5-25 子どもセンター1F	63-7867	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
ひきこもり専門相談 依存症専門相談	県こころの健康センター 津市桜橋	059-253-7826	毎週水曜日 13:00～16:00
少年相談110番	三重県警察本部内 津市栄町1-100	0120-41-7867	平日 9:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

令和元年度 名張市青少年補導センター要覧

発行 令和元年8月

発行者 **名張市教育委員会**

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7892 FAX 0595-63-9848

E-mail syougaigaku@city.nabari.mie.jp

名張市青少年補導センター

〒518-0712 三重県名張市百合が丘西5-25

TEL 0595-63-7867

E-mail 7867@emachi-nabari.jp